

議題 2

令和9年度 地域公共交通計画別紙（案）について

AI を活用したデマンド型乗り合い送迎サービス「チョイソコてんり」に係る令和9年度分（令和8年10月1日～令和9年9月30日）の地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金について、次のとおり奈良運輸支局を通じ、国土交通大臣に対して提出するもの。

なお、提出にあたり、申請書の様式変更や記載事項変更、添付資料の追加修正等、地域公共交通計画別紙の基本的な考え方・方向性に影響のない変更については、協議会事務局に一任いただくこともあわせて承認をお願いする。

令和 8 年 6 月 30 日

（名称）天理市市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

天理市では、豊かな自然をはじめとした地域資源を大切にしながら、市民、民間事業者、行政がオール天理で“共に支え合うまち”づくりに取り組み、地域の絆を育みながら、誰もが生き生きと活躍し、安心して豊かに暮らし続けられる、笑顔が広がる共生都市を目指し、政策間連携と地域のネットワークの強化により、地方創生の好循環を生み出す施策を進めている。

このような施策を推進する上で、公共交通は市民の自立した日常生活及び健康づくり、学習活動、ボランティア活動等の社会生活を支える重要なインフラであり、行政・交通事業者・市民が連携・協力して公共交通の維持・改善に取り組むことにより、地域における移動手段の確保・充実を図ることが求められている。また、近年は人口減少や高齢化の進展、自動車利用の拡大等に起因して、公共交通事業をとりまく環境は年々厳しさを増している。

こうした状況を踏まえ、天理市においては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、天理市の公共交通のマスタープランとなる「天理市地域公共交通網形成計画」を平成31年3月に策定し、地域公共交通とコンパクトなまちづくりが連携する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、まちづくり施策と一体的となった持続可能な地域公共交通網の形成を戦略的に推進するための取り組みを推進している。また、「天理市地域公共交通網形成計画」が令和5年度をもって計画期間の終了を迎えたことにより、持続可能な地域公共交通網の形成を戦略的に推進するため、本市の公共交通ネットワークの将来像やその実現にむけたマスタープランとして「天理市地域公共交通計画」を令和6年3月に策定した。

天理市の公共交通は、公共交通事業者が運営する鉄道や路線バス、AIを活用したデマンド型乗り合い送迎サービス「チョイソコてんり」が運行、令和8年4月からは本市の福住校区において自家用有償旅客運送「ふくふく号」の実証実験が開始し、多くの市民の日常生活を支えている。「チョイソコてんり」の運行については、今後も市民が市内のどの地域に居住しても安心して社会生活を営むことができ、活発に社会活動に参加し、地域が活気を持つことにつなげていくために必要な地域内フィーダール線の確保・維持に係る事業である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

天理市地域公共交通計画では、人口減少が見込まれる中、施策の展開等により地域内公共交通（AIを活用したデマンド型乗り合い送迎サービス「チョイソコてんり」）の利用者数を現在の水準で維持することを目指し、年間利用者数 27,500 人を目標としている。

令和6年度における地域内公共交通の利用者数は延べ 27,335 人（令和6年度チョイソコてんり利用者）、令和7年度は延べ 28,469 人となり、前年度と比較して 1,134 人増加した。「チョイソコてんり」の運行が3年目に入り、更なる利用促進を図ることにより使用者の増加を目指すため、天理市地域公共交通計画における地域内公共交通利用者数の目標値を上回る 29,000 人とする。

【系統毎の目標値】

系 統	目標値（令和9年度）	目標値（令和10～11年度）
(1) チョイソコてんり	29,000 人	29,500 人
合 計	29,000 人	29,500 人

【補助対象系統の収支（運行に係る公的負担額）】

○支出

- ・人件費：51,574,215 円
- ・ガソリン代：4,073,464 円
- ・車両リース代：5,900,400 円（保険料含む）

支出合計：61,548,079 円

○収入

- ・運賃収入：5,383,500 円

収入合計：5,383,500 円

※各収支は令和7年度チョイソコてんりの運行実績額。収支の改善を目指す。

参考（令和6年度運行実績）

○支出

- ・人件費：45,886,465 円
- ・ガソリン代：4,560,629 円
- ・車両リース代：5,900,400 円（保険料含む）

支出合計：56,347,494 円

○収入

- ・運賃収入：5,295,300 円

収入合計：5,295,300 円

（２）事業の効果

- ・ AI を活用したデマンド型乗り合い送迎サービス「チョイソコてんり」の運行により公共交通空白地帯が解消される。
- ・ 自宅近くの住宅地停留所から公共施設、商業施設及び医療機関である目的地停留所間の移動が可能であること、利用者が乗車・降車の時間帯を選択できることにより、交通弱者と言われる高齢者の外出機会創出に繋がる。
- ・ 主要幹線である近鉄・JR天理駅と接続することにより、市民の市外等への移動手段が確保され、生活環境が向上し、活気のあるまちづくりが実現される。
- ・ 自家用車から公共交通機関への転換が促進される。予約に応じて運行し、乗り合いで目的地へ送迎することで交通総量の抑制が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 天理市地域公共交通活性化協議会として、AI を活用したデマンド型乗り合い送迎サービス「チョイソコてんり」による公共交通の円滑な運営を心がける。

- ・ 「チョイソコてんり」の利用を促進するため、市の広報紙「町から町へ」やホームページに利用方法等を掲載するとともに、市内各所にパンフレットを配布し、利用増加の啓発等に努める。

これらは、天理市と運営主体である奈良トヨタグループが実施主体となり、各交通事業者や関係機関の協力を得て実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

○費用の総額

約 71,426,000 円（天理市地域公共交通活性化協議会令和 8 年度予算のチョイソコてんり事業負担金を基に算出。システム費含む。フィーダー補助金を考慮していない額）

○費用の負担者

運営主体である奈良トヨタグループが、「チョイソコてんり」システムの維持・管理料と運行事業者への運行委託料（運行経費から運賃収入等を差し引いた差額分）を負担。事業に要した費用（システム料＋運行委託料）を天理市が負担金として奈良トヨタグループへ支払う。

※別添「チョイソコてんり事業構造」事業費負担を参照

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・「チョイソコてんり」予約状況及び運行実績より測定
- ・補助対象系統の収支は運行経費及び運行実績より算定
- ・利用者へのアンケート調査およびヒアリング

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」添付 ※人口集中地区以外の値は令和2年度国勢調査の値を記載。 令和7年度国勢調査の確定値は令和8年9月頃に決定
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<p>○開催日：令和8年5月13日 令和8年度第1回天理市地域公共交通活性化協議会（書面審議） 自家用有償旅客運送の運賃改定について承認を得る。</p> <p>○開催日：令和8年6月24日 令和8年度第2回天理市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通計画別紙について承認を得る。</p>
19. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・協議会委員である利用者代表の意見を反映（別紙、天理市地域公共交通活性化協議会委員参照）。 ・天理市地域公共交通計画策定（令和6年3月）に際し、パブリックコメントを実施し、意見等を計画へ反映。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）	天理市川原城町 605
（所 属）	天理市市長公室総合政策課
（氏 名）	米原 卓
（電 話）	0743-63-1001（内線 463）
（e-mail）	matidukuri@city.tenri.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名
奈良県	天理市	天理市地域公共交通活性化協議会

年度
令和9年度

	人口
人口集中地区以外(人)	37,384人
交通不便地域等(人)	人

交通不便地域等の内訳

人口(人)	対象地区	根拠法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

「チョイソコてんり」の運行回数について

令和7年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）の運行実績を基に算出
予約1件＝運行回数1回として算出する。

(有)天理交通1台

5号車

(平日：7時30分～18時30分、休日：8時～19時)

平日の7時30分～8時、16時10分～16時45分、17時～17時30分の時間帯は通学及び学童の車両としても運行

令和7年度の運行回数実績より、平日は平均18件、休日は平均15件の予約を受けることを想定（通学対応を含まない）。

奈良近鉄タクシー(株)3台

1～3号車

①（平日：8時～14時、休日：運行なし）

②（平日：8時～17時、休日：運行なし）

③（平日：8時～19時、休日：8時～19時）

令和7年度の運行回数実績より、

①は平日平均14件

②は平日平均21件

③は平日は平均25件、休日は平均17件

よって、平日平均（1台あたり）は20件、休日平均は17件となる。

○9年度（令和8年10月1日～令和9年9月30日）運行回数

・運行日（平日（4台体制）：245日、休日（2台体制）：117日、計362日）

・（有）天理交通の運行回数：245日×18件+117日×15件=6165回

・奈良近鉄タクシー(株)の運行回数：245日×20件×3台+117日×17件=16689回

「チョイソコてんり」会員規約 ※必ずお読み下さい

1. サービス内容およびご利用条件

「チョイソコてんり」（以下「本サービス」）は、「チョイソコてんり」会員規約（以下「本規約」）に基づき、会員となった方（以下「会員」）を対象とし、限定された地域内において限定された目的地まで、複数の方で乗り合い、定額運賃で目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用条件は、本規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書に必要事項を記入し、本規約に同意し、奈良トヨタ株式会社（以下「当社」）が会員と認められた方と、当社との間で適用されます。

3. 会員条件

次の(1)(2)(3)の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。

- (1) 天理市に住民登録している方
※小学生または中学生の方の会員登録には保護者の同意が必要となります。
- (2) ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、チョイソコセンターへの連絡ができる方
- (3) ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方（車いす等の積載は可能ですが、乗降の介助はできません。）

4. 利用開始

本サービスは、会員がチョイソコセンターへの会員登録の申込を行った場合は、会員証が届いてから、または、インターネットで会員登録を行った場合は、会員番号発行のメールが届いてから、ご利用頂けます。

5. 運賃

運賃は、旅客自動車運送事業者の定める料金とします。
なお、本運賃は旅客自動車運送事業者が受領することとします。

6. 停留所・運行ルート等

停留所は、会員登録申込書添付別紙のとおりとします。また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、旅客自動車運送事業者が適宜決めるものとします。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

7. 運行・乗車希望受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は、次のとおりとします。ただし、旅客自動車運送事業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、チョイソコセンターより、該当する会員に連絡します。

(1) 運行日時

年始（1月1日～1月3日）を除き毎日 8:00～19:00
ただし、天候や災害など安全な運行に支障がある日、当社が定めた運休日を除く

(2) 乗車希望受付日時

①電話の場合 土・日・祝日を除く月曜日から金曜日 8:00～17:00

※土・日・祝日の電話予約は月曜日から金曜日の受付時間内で承ります

ただし、その他当社が定めた運休日を除く

利用希望日の2週間前から利用希望日時の30分前まで受け付けます。

②インターネットの場合 24時間（年中無休）

利用希望日の2週間前から利用希望日時の30分前まで受け付けます。ただし、システムメンテナンス時を除く。

8. 乗車希望方法

ご利用を希望される場合は、チョイソコセンターへお電話もしくは、インターネットに会員番号、利用希望日時、乗降希望場所をご入力下さい。（なお、小学生がご利用を希望される場合、保護者からの連絡が必要です。）運転係員への口頭での乗車希望は、受付致しかねます。限られた車両で申込の早い会員を優先するため、空きがない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望日時を決めて下さい。（手押し車等については、会員ないし同乗者にて運搬できるものは、車内への持込が可能です。）

9. 変更・キャンセル及び利用停止

乗車希望の変更・キャンセルは、チョイソコセンターへ電話またはインターネットでご連絡下さい。

尚、運転係員への口頭での変更・キャンセルは受付致しかねます。変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

また、同月内に複数回キャンセルされた会員に対しては一定期間、利用を停止します。キャンセルと利用停止の規定については以下に定めるとおりとします。

（1）1か月間で乗車予約を10回以上キャンセルした場合は、10回目のキャンセルをした日から同月中及び翌月末までの期間、利用を停止します。キャンセルの連絡をせず、乗車しなかった場合も同様とします。

（2）（1）に規定する利用の停止が3回となったときは、利用停止が3回目となった日から1年間、利用を停止します。

（3）利用停止期間中に次の事項が発覚した場合は、発覚した日から1年間、利用を停止します。

- ・利用停止された会員番号以外に、別の会員番号を作成したとき
- ・別会員の同乗者として乗車したとき、
- ・他の利用者の会員番号を用いて乗車したとき
- ・その他、他の会員の乗車予約を妨げる事項が発覚したとき

10. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車希望時間の5分前に停留所にお越し下さい。出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、チョイソコセンターからご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を推奨します。

11. 会員の遅延

ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の会員をお迎えに出発します。

12. 乗車のお断り

旅客自動車運送事業者と会員との運送契約により、旅客自動車運送事業者が乗車をお断りする場合があります。

13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、会員資

格を直ちに取消すことがございます。

- (ア) 本人確認ができないとき
- (イ) 旅客自動車運送事業者との運送契約に違反するとき
- (ウ) 本規約第3条（会員条件）を満たさないとき
- (エ) 本規約第18条（反社会的勢力の排除）の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき
- (オ) 無断キャンセルが頻繁で他のお客様の迷惑となるとき
- (カ) 本規約を遵守しないとき
- (キ) 他の会員の利用の妨げとなる行為をしたとき

14. 同乗者

会員にご同行される場合は、会員と同じ行き先・時間であれば非会員も同乗が可能です。

同乗をご希望される場合は、乗車希望のご連絡の際に、同乗者の人数とお名前をお伝え下さい。お伝えがない場合、または同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。

同乗者にも本規約の一部が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、守ることに責任を持って頂きますようお願いいたします。

15. 運送契約の成立および適用

会員および同乗者の乗降および運送（運送の引受け、旅客に対する責任（生命または身体を害した場合の責任）等）、本サービスにかかる車両の管理については、当社ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送契約（旅客自動車運送事業標準運送約款等）によります。旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、当社は、旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないものとします。

16. 当社の免責

次の場合、当社は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- (ア) 本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
- (イ) 通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
- (ウ) 会員が本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされた場合
- (エ) 会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
- (オ) 本規約第7条（運行・乗車希望受付日時および運休）、第10条（到着時間）、第11条（会員の遅延）、第12条（乗車のお断り）、第13条（会員資格の取消し）、第14条（同乗者）、第22条（チョイソコセンターの稼働中断・停止）、第23条（本サービスの中止・終了）に定める事由が生じた場合
- (カ) 会員の故意または過失による場合
- (キ) 当社の責に帰すことができない事由による場合

17. 会員の責任

当社は、会員が故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、当社が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力（暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辭・詐欺的手法を用いて威圧し、業務妨害し、もしくは不当要求をする者）でないことを誓約するものとします。

19. 個人情報の取り扱い

会員に提供いただいた個人情報は、以下の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。

- (ア) 本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査
- (イ) 当社が「チョイソコ」スポンサーから提供を受けた広告配信
- (ウ) 当社が主催するイベント案内
- (エ) 本サービスの運営及び改善
- (オ) その他の当社の商品・サービスの品質向上や企画・開発

20. 個人情報の利用と提供

(1) 共同利用

当社は、次に掲げるとおり個人情報の共同利用を行います。

(1-1) 共同利用する個人情報の項目

会員登録申込書の記載内容（氏名、電話番号、年齢など）
本サービスにより取得したデータ

(1-2) 共同利用する個人情報の利用目的/共同利用の範囲

運行状況の報告ならびに本サービスの運営および改善、住民サービス向上/奈良県天理市

運行状況の報告ならびに本サービスの運営および改善/旅客自動車運送事業者

(1-3) 共同利用の管理責任者

当社（〒630-8141 奈良県奈良市南京町 2 丁目 269 番地：代表取締役社長 菊池攻）

(2) 第三者提供

当社は、次に掲げるとおり個人情報の第三者提供をすることがあります。

(2-1) 第三者提供する個人情報の項目

会員登録申込書の記載内容（氏名、電話番号、年齢など）
本サービスにより取得した乗降データ

(2-2) 第三者提供する情報の利用目的/第三者提供の範囲

運行状況の報告ならびに本サービスの運営および改善/株式会社アイシン

その他の株式会社アイシンの商品・サービスの品質向上や企画・開発・運営/株式会社アイシン

その他の奈良トヨタグループの商品・サービスの品質向上や企画・開発・運営/奈良トヨタグループ（奈良トヨタ株式会社、株式会社トヨタレンタリース奈良、トヨタ L&F 奈良株式会社、株式会社奈良トヨタ CDS テクノ）

21. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、チョイソコセンターへ書面または電話でご連絡下さい。

22. チョイソコセンターの稼働中断・停止

当社は、システムのメンテナンスのため、チョイソコセンターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

23. 本サービスの中止・終了

当社は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止し、または終了する場合があります。

24. 規約の変更

当社は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

25. その他の同意事項

その他の同意事項はありません。

26. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービス及び本規約に関する一切の紛争は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

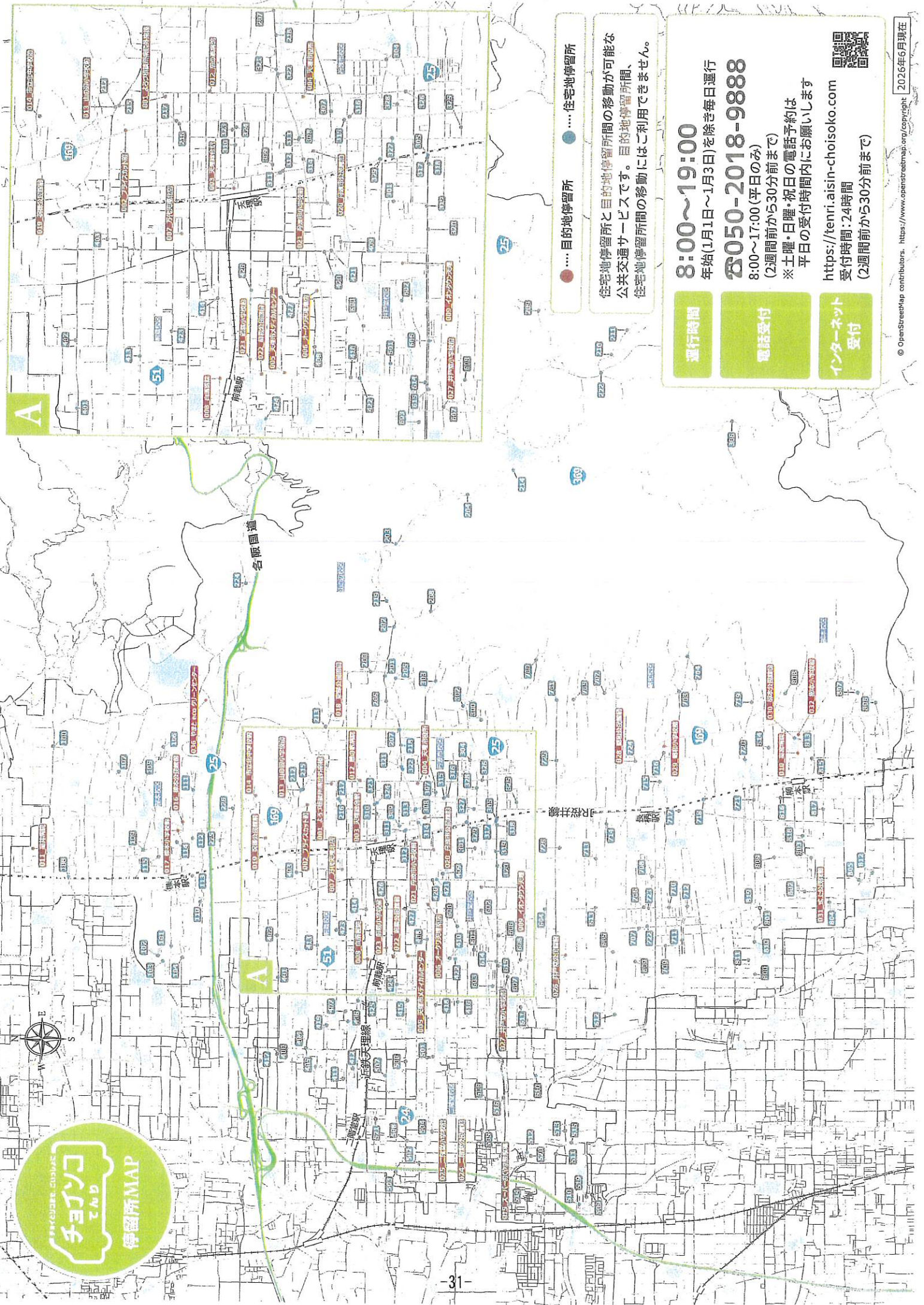
規約改定：2024年7月15日

奈良トヨタグループ
代表責任会社 奈良トヨタ株式会社

奈良本社：奈良市南京終町2丁目269番地
田原本本社：磯城郡田原本町唐古296番地

電話:0744-32-8001

※チヨイソコは株式会社アイシンの登録商標です。



● …… 目的地停留所 ● …… 住宅地停留所

住宅地停留所と目的地停留所間の移動が可能な公共交通サービスです。目的地停留所間、住宅地停留所間の移動にはご利用できません。

8:00~19:00
 年始(1月1日~1月3日)を除き毎日運行
☎050-2018-9888
 8:00~17:00(平日のみ)
 (2週間前から30分前まで)
 ※土曜・日曜・祝日の電話予約は
 平日の受付時間内にお願ひします
<https://tenri.aisin-choisoko.com>
 受付時間:24時間
 (2週間前から30分前まで)

運行時間
 電話受付
 インターネット受付

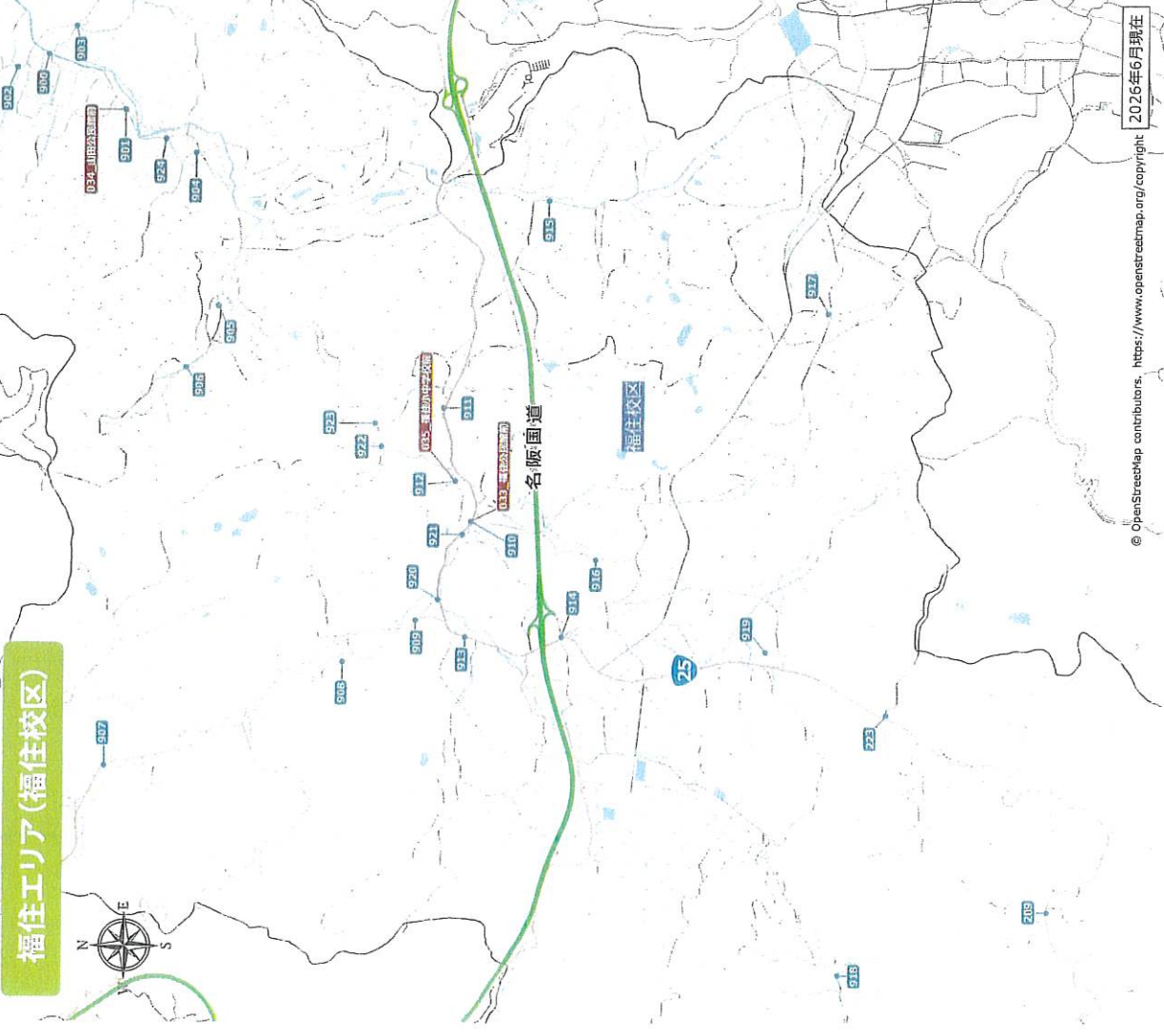


番号	停置所名	市区	区	停留所
001	13区 東部駅前	山辺地区		
005	天理市子イソコセンター	山辺地区		
008	白旗駅前	山辺地区		
010	高井駅前	山辺地区		
011	高井駅前	山辺地区		
012	徳の森駅前	山辺地区		
002	子イソコセンター	山辺地区		
006	子イソコセンター	山辺地区		
007	子イソコセンター	山辺地区		
009	子イソコセンター	山辺地区		
015	子イソコセンター	山辺地区		
003	天理駅前	山辺地区		
004	天理駅前	山辺地区		
013	山辺小学校前	山辺地区		
014	市立北中学校前	山辺地区		
016	徳本公民館前	山辺地区		
017	徳本小学校前	山辺地区		
018	徳本公民館前	山辺地区		
019	徳本公民館前	山辺地区		
020	丹波市公民館前	丹波地区		
021	丹波市公民館前	丹波地区		
022	丹波市公民館前	丹波地区		
023	丹波市公民館前	丹波地区		
024	二軒堂小学校前	丹波地区		
025	二軒堂小学校前	丹波地区		
026	丹波市公民館前	丹波地区		
027	丹波市公民館前	丹波地区		
028	丹波市公民館前	丹波地区		
029	丹波市公民館前	丹波地区		
030	徳本公民館前	丹波地区		
032	徳本公民館前	丹波地区		
033	徳本公民館前	丹波地区		
034	山辺公民館前	丹波地区		
035	徳本公民館前	丹波地区		
036	徳本公民館前	丹波地区		

番号	停置所名	市区	区	停留所	乗車料金
218	天理駅前	山辺地区			
219	二軒堂	山辺地区			
222	二軒堂	山辺地区			
223	高井駅前	山辺地区			
224	高井駅前	山辺地区			
225	天理市人権センター前	山辺地区			
226	市営住宅石上団地	山辺地区			
300	東通51号線道路(山之内町)	山辺地区			
301	山之内町公民館	山辺地区			
302	山之内町公民館	山辺地区			
304	山之内町公民館	山辺地区			
305	山之内町公民館	山辺地区			
306	山之内町公民館	山辺地区			
307	山之内町公民館	山辺地区			
308	山之内町公民館	山辺地区			
309	山之内町公民館	山辺地区			
310	山之内町公民館	山辺地区			
311	山之内町公民館	山辺地区			
312	山之内町公民館	山辺地区			
313	山之内町公民館	山辺地区			
314	山之内町公民館	山辺地区			
315	山之内町公民館	山辺地区			
316	山之内町公民館	山辺地区			
317	山之内町公民館	山辺地区			
318	山之内町公民館	山辺地区			
319	山之内町公民館	山辺地区			
320	山之内町公民館	山辺地区			
321	山之内町公民館	山辺地区			
322	山之内町公民館	山辺地区			
323	山之内町公民館	山辺地区			
324	山之内町公民館	山辺地区			
325	山之内町公民館	山辺地区			
326	山之内町公民館	山辺地区			
327	山之内町公民館	山辺地区			
328	山之内町公民館	山辺地区			
329	山之内町公民館	山辺地区			
400	市道53号線道路(上)	山辺地区			
401	市道53号線道路(下)	山辺地区			
402	市道53号線道路(上)	山辺地区			
403	市道53号線道路(下)	山辺地区			
404	市道53号線道路(上)	山辺地区			
405	市道53号線道路(下)	山辺地区			
406	市道53号線道路(上)	山辺地区			
407	市道53号線道路(下)	山辺地区			
408	市道53号線道路(上)	山辺地区			
409	市道53号線道路(下)	山辺地区			
410	市道53号線道路(上)	山辺地区			
411	市道53号線道路(下)	山辺地区			
412	市道53号線道路(上)	山辺地区			
413	市道53号線道路(下)	山辺地区			
414	市道53号線道路(上)	山辺地区			
415	市道53号線道路(下)	山辺地区			
416	市道53号線道路(上)	山辺地区			
417	市道53号線道路(下)	山辺地区			
418	市道53号線道路(上)	山辺地区			
419	市道53号線道路(下)	山辺地区			
420	市道53号線道路(上)	山辺地区			
421	市道53号線道路(下)	山辺地区			
422	市道53号線道路(上)	山辺地区			
423	市道53号線道路(下)	山辺地区			
424	市道53号線道路(上)	山辺地区			
425	市道53号線道路(下)	山辺地区			
426	市道53号線道路(上)	山辺地区			
427	市道53号線道路(下)	山辺地区			
500	市道53号線道路(上)	山辺地区			
501	市道53号線道路(下)	山辺地区			
502	市道53号線道路(上)	山辺地区			
503	市道53号線道路(下)	山辺地区			
504	市道53号線道路(上)	山辺地区			
505	市道53号線道路(下)	山辺地区			
506	市道53号線道路(上)	山辺地区			
507	市道53号線道路(下)	山辺地区			

番号	停置所名	市区	区	停留所	乗車料金
508	二軒堂駅前	山辺地区			
509	高井駅前	山辺地区			
510	高井駅前	山辺地区			
511	高井駅前	山辺地区			
512	高井駅前	山辺地区			
513	高井駅前	山辺地区			
514	高井駅前	山辺地区			
515	高井駅前	山辺地区			
516	高井駅前	山辺地区			
517	高井駅前	山辺地区			
518	高井駅前	山辺地区			
519	高井駅前	山辺地区			
520	高井駅前	山辺地区			
521	高井駅前	山辺地区			
522	高井駅前	山辺地区			
523	高井駅前	山辺地区			
524	高井駅前	山辺地区			
525	高井駅前	山辺地区			
526	高井駅前	山辺地区			
527	高井駅前	山辺地区			
528	高井駅前	山辺地区			
529	高井駅前	山辺地区			
530	高井駅前	山辺地区			
531	高井駅前	山辺地区			
532	高井駅前	山辺地区			
533	高井駅前	山辺地区			
534	高井駅前	山辺地区			
535	高井駅前	山辺地区			
536	高井駅前	山辺地区			
537	高井駅前	山辺地区			
538	高井駅前	山辺地区			
539	高井駅前	山辺地区			
540	高井駅前	山辺地区			
541	高井駅前	山辺地区			
542	高井駅前	山辺地区			
543	高井駅前	山辺地区			
544	高井駅前	山辺地区			
545	高井駅前	山辺地区			
546	高井駅前	山辺地区			
547	高井駅前	山辺地区			
548	高井駅前	山辺地区			
549	高井駅前	山辺地区			
550	高井駅前	山辺地区			

番号	停置所名	市区	区	停留所	乗車料金
813	福住駅前	福住地区			
819	福住駅前	福住地区			
900	福住駅前	福住地区			
901	福住駅前	福住地区			
902	福住駅前	福住地区			
903	福住駅前	福住地区			
904	福住駅前	福住地区			
905	福住駅前	福住地区			
906	福住駅前	福住地区			
907	福住駅前	福住地区			
908	福住駅前	福住地区			
909	福住駅前	福住地区			
910	福住駅前	福住地区			
911	福住駅前	福住地区			
912	福住駅前	福住地区			
913	福住駅前	福住地区			
914	福住駅前	福住地区			
915	福住駅前	福住地区			
916	福住駅前	福住地区			
917	福住駅前	福住地区			
918	福住駅前	福住地区			
919	福住駅前	福住地区			
920	福住駅前	福住地区			
921	福住駅前	福住地区			
922	福住駅前	福住地区			
923	福住駅前	福住地区			
924	福住駅前	福住地区			

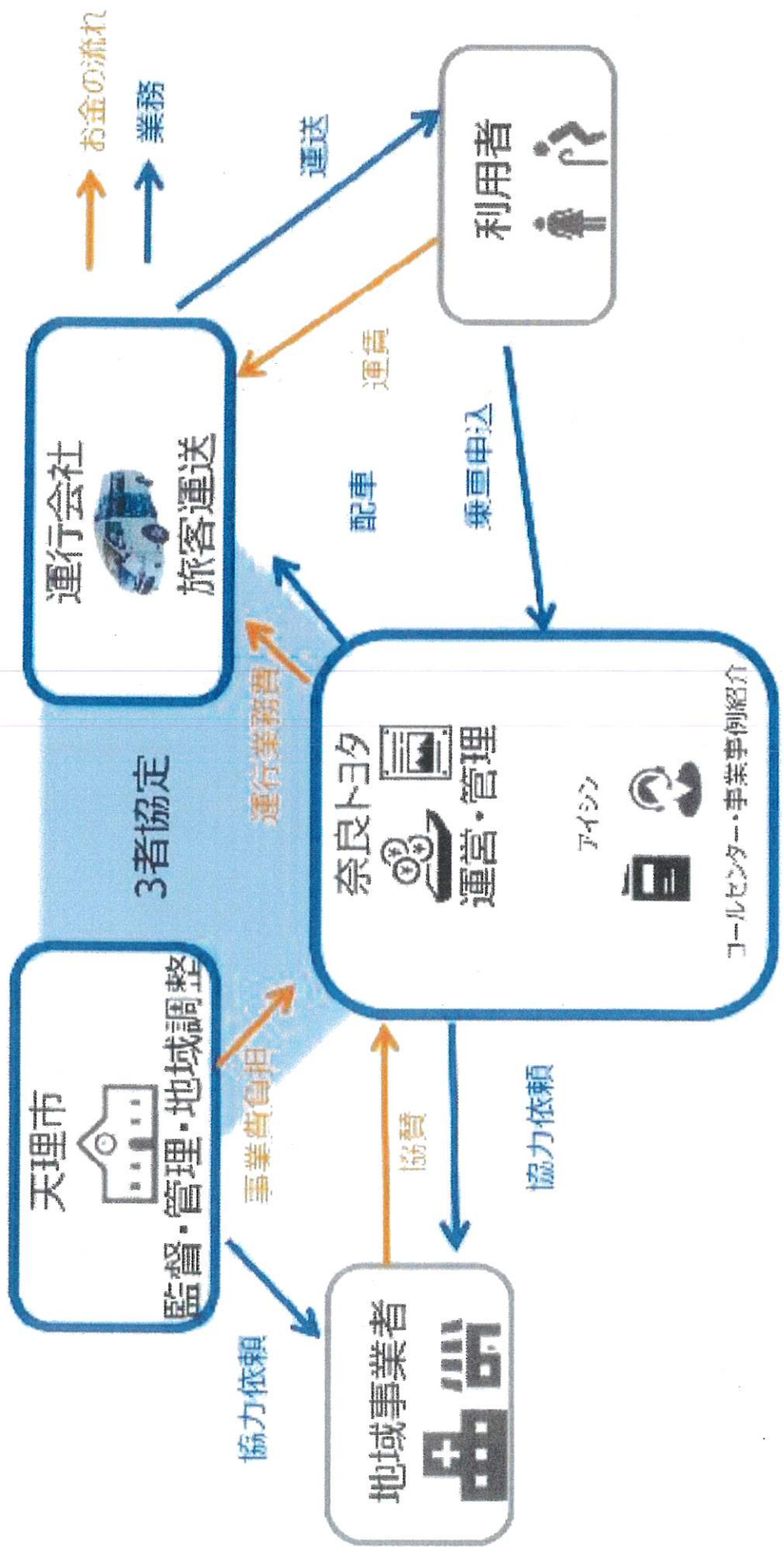


番号	停置所名	市区	区	停留所	乗車料金
907	福住駅前	福住地区			
908	福住駅前	福住地区			
909	福住駅前	福住地区			
910	福住駅前	福住地区			
911	福住駅前	福住地区			
912	福住駅前	福住地区			
913	福住駅前	福住地区			
914	福住駅前	福住地区			
915	福住駅前	福住地区			
916	福住駅前	福住地区			
917	福住駅前	福住地区			
918	福住駅前	福住地区			
919	福住駅前	福住地区			
920	福住駅前	福住地区			
921	福住駅前	福住地区			
922	福住駅前	福住地区			
923	福住駅前	福住地区			
924	福住駅前	福住地区			

チヨイソコてんり事業構造



- 協定
- ・3者協定 天理市×奈良トヨタ×運行会社
- ・2者協定 天理市×奈良トヨタ
- ・2者協定 奈良トヨタ×運行会社



天理市地域公共交通活性化協議会 令和8年度予算

1 歳入

(円)

科 目			予算額	備 考
款	項	目		
1 負担金	1 負担金	1 負担金	66,567,000	天理市より
2 補助金	1 補助金	1 補助金	5,164,000	フィーダー補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,000,000	繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	預金利息
歳入合計			72,732,000	

2 歳出

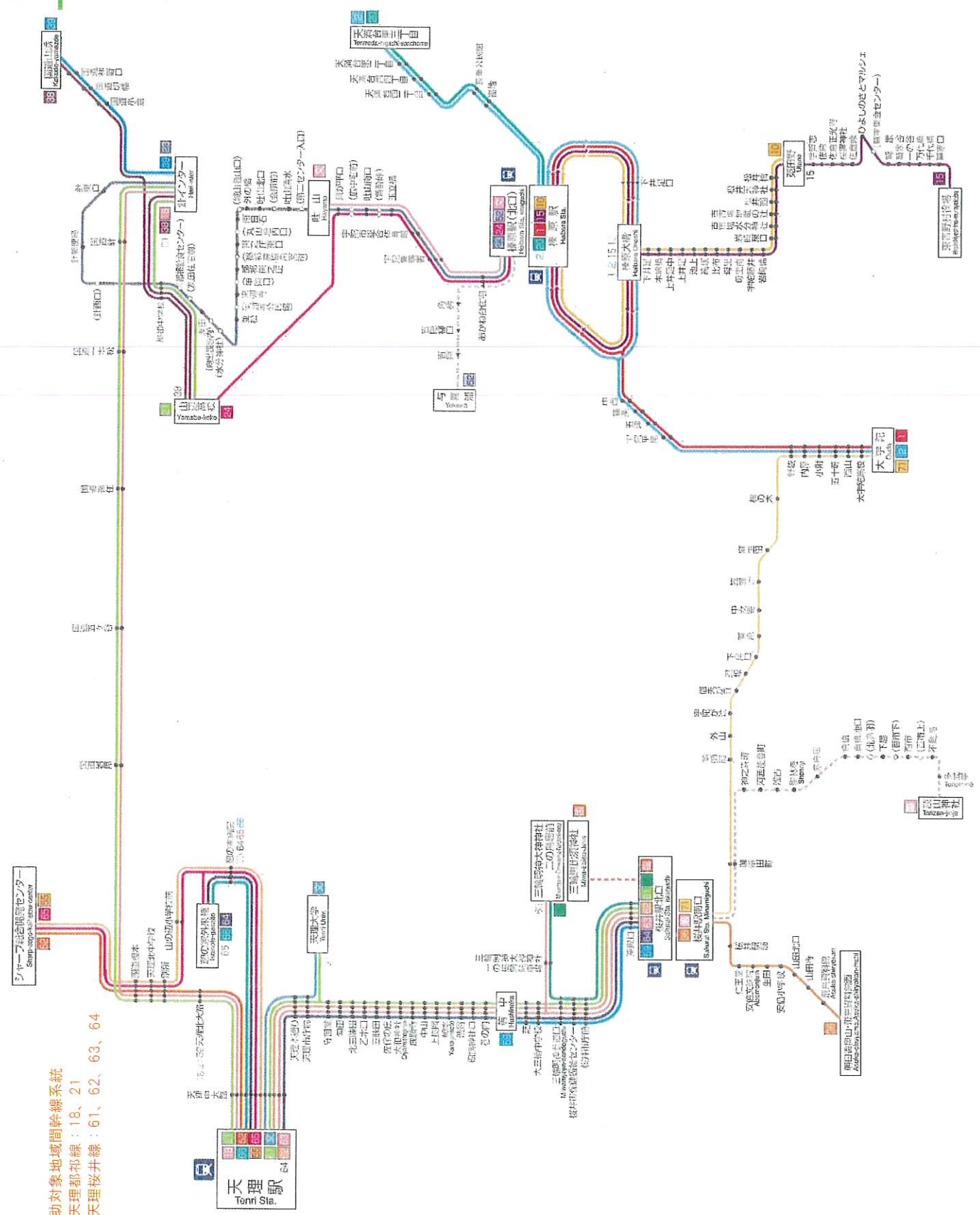
(円)

科 目			予算額	備 考
款	項	目		
1 運営費	1 会議費	1 会議費	5,000	
	2 事務費	1 事務費	100,000	協議会運営事務費(郵送代等)
2 事業費	1 事業費	1 事業費	71,626,000	●「チョイソコてんり」事業負担金 71,426,000 円 負担金の内訳 【運営経費】 14,071,000 円 システム利用料、システム月額利用料、コールセンター業務代行、運行支援業務等 【運行経費】 57,355,000 円 運行委託料、ガソリン代、保険代、車両リース料 ※令和7年度の実績よりガソリン代＝運賃収入として算出 ※1.2号車(240日運行)、3.5号車(362日運行) ●「チョイソコてんり」の利用と組み合わせたタクシー割引券 200,000 円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	
4 諸支出	1 償還金	1 償還金	1,000,000	天理市への償還金
歳出合計			72,732,000	

運行系統図

奈良交通(株) 橿原営業所
0745-82-2201

○()は自由乗降指定地
-----は運行日注意



補助対象地域間幹線系統
・天理都祁線：18、21
・天理桜井線：61、62、63、64

天理市地域公共交通活性化協議会委員

区 分	委 員	分 野
法第6条第2項 第1号の委員	天理市長	天理市
法第6条第2項 第2号の委員	奈良交通(株)取締役乗合事業部長	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
	一般社団法人奈良県タクシー協会天理部会代表	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表
	西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部阪奈支社地域共生室室長	鉄道事業者
	近畿日本鉄道(株)天理駅長	鉄道事業者
	公益社団法人奈良県バス協会専務理事	一般乗合旅客自動車運送事業者の団体
	一般社団法人奈良県タクシー協会専務理事	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の団体
	奈良国道事務所副所長	道路管理者(国道)
	奈良土木事務所長	道路管理者(国道及び県道)
	天理市建設部長	道路管理者(市道)
法第6条第2項 第3号の委員	天理警察署長	公安委員会(警察)
	天理市議会議員	利用者(市議会代表)
	天理市区長連合会理事	利用者(市民代表)
	天理市長寿会連合会長	利用者(市民代表)
	近畿運輸局奈良運輸支局長	天理市が必要と認める者 (国土交通省)
	奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課長	天理市が必要と認める者 (奈良県)
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会事務局長	天理市が必要と認める者(一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体)
	天理市市長公室長	天理市が必要と認める者
天理市健康福祉部長	天理市が必要と認める者	

「天理市地域公共交通計画(案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメント実施結果概要

- ◆実施案件名:天理市地域公共交通計画(案)
- ◆実施期間:令和6年2月6日～令和6年3月6日まで(30日間)
- ◆実施結果
意見提出者:3名
意見提出件数:11件

2. 「天理市地域公共交通計画(案)」に対する意見の概要と市の考え方

No.	寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
1	天理市地域公共交通計画(案)は「今後の公共交通需要の増加につながるような情勢についても変化が起きている。」としています。地域公共交通ネットワークの確保と利便性の向上が重要となっています。AIデマンド交通は交通弱者等の「移動の自由」「交通権」を保障する施策のひとつです。学校、Acoop、樺本駅、二階堂駅、長柄駅を目的地停留所に追加してください。	AIデマンド交通「チョイソコてんり」の目的地停留所につきましては、今後、増設を検討してまいりたいと考えています。地域住民や利用者のニーズ等を踏まえ、運営事業者と協議を行い、最終的には天理市地域公共交通活性化協議会における承認を得て停留所を設置してまいります。いただいたご意見は、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
2	コミュニティバスは、安価で、だれでも自由に乗降できる公共交通です。その利点を活かして存続を検討してください。	本市では、これまで鉄道・路線バスとそれらを補完するコミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーにより住民の移動を支えてきましたが、現在のコミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーでは、運行本数の少なさ、目的地までの所要時間、前日までの予約等の課題があり、今後の高齢化の進展や免許返納の増加が予想される中、現状の交通サービスで住民の移動手段を将来にわたり確保することは困難な状況です。 こうした課題に対応するため、令和6年3月末でコミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの運行を終了し、令和6年4月より、AIデマンド交通サービス「チョイソコてんり」の本格運行を開始します。
3	AIデマンド交通はエリアスポンサー協賛型のビジネスモデルといわれています。運行財源確保の方針を示してください。	「チョイソコてんり」の事業の収益性・継続性の向上のため、商業施設や医療機関など目的地となる停留所の事業者からの協賛・広告料により運営費用の一部を支えていただく協賛事業者モデルの導入に向けた検討を進めます。
4	AIデマンド交通は定期券を導入し市民の負担軽減を図ってください。	定期券の導入も含め、利用しやすい料金体系について検討してまいります。
5	AIデマンド交通は目的地停留所間、住宅地停留所間の移動に利用できるようにしてください。	移動条件につきましては、本格運行における利用状況なども鑑みながら、交通事業者等が参画する天理市地域公共交通活性化協議会において慎重に検討してまいります。
6	P64訂正 2023年12月16日から奈良？関西国際空港のリムジンバスは運行を再開しました。閑空を出るのが遅い時間になってしまうとリムジンバスは全く電車になり、奈良から車が電車になりますが、天理駅からのJRの終電に間に合わなかったらどうしようと心配したことがありました。晩遅くにはタクシーもなく、閑空～天理の利用客が減って、樺本のバス停に停まらなくなったと思いますが、停まらなくても通り過ぎますので、あのバス停と駐車場がまた利用されれば便利にならないか？と思います。天理市内には新しいホテルが2つもできましたよね。	空港リムジンバス奈良関空線につきましては、2023年12月16日より運行を再開しています。ご意見のとおり、「<休止中>」の記載を削除します。
7	居住誘導区域(立地適正化計画)に西長柄が含まれていないのは、住宅地として一戸建ての新築を想定しているからでしょうか？中古住宅や賃貸住宅は含まれない？	居住誘導区域においては一定のエリア内で人口を集中させて人口密度を維持することによって、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導することを目的とします。従いまして、住宅の種別や既存の住宅エリアの強制的な集約化といった制限はありません。

8	<p>JR桜井線が大雨で運休になりやすいのは、三輪駅付近の土地が低くて水がつきやすいためと聞いたことがあります。前知事さんが長期計画されてた？JRの高架化ももう実現しないだろうと思いますが、最近長柄駅付近には駐車場もできましたから、運休とわかったときにすぐに別の方法で移動できるようになれば、安心して奈良や桜井方面に通動できるだろうと思います。駅付近でバスか何かに乗れるようになるとか、すぐに実現しなくても、せめて運休の日だけでも選べる選択肢を作ってもらって、見やすく掲示してもらいたいです。</p>	<p>「チョイソコてんり」の本格運行におきましては、長柄駅付近にも停留所を設置しておりますので、鉄道が運休した場合の代替の交通手段としてご利用が可能です。</p>
9	<p>商業施設が南エリアにもできれば、居住地としての魅力が増すと思いますが、今は天理市中心部に集中してますね。</p>	<p>商業施設についていただいたご意見は、関係所属で共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>見直し案 <ul style="list-style-type: none"> ・西部線と東部線の再編成の見直し。 ・土日祝日運行。(西部線) ・東部線の天理北中学校行きの見直し。 ・運賃料金の見直し。 ・デマンドタクシーの見直し。 ・実証実験運行の見直し。 </p>	<p>本市では、これまで鉄道・路線バスとそれらを補完するコミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーにより住民の移動を支えてきましたが、現在のコミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーでは、運行本数の少なさ、目的地までの所要時間、前日までの予約等の課題があり、今後の高齢化の進展や免許返納の増加が予想される中、現状の交通サービスで住民の移動手段を将来にわたり確保することは困難な状況です。</p> <p>こうした課題に対応するため、令和6年3月末でコミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの運行を終了し、令和6年4月より、AIデマンド交通サービス「チョイソコてんり」の本格運行を開始します。</p>
11	<p>川西町との連携。早期実施導入。</p>	<p>広域的な公共交通に関する施策につきましては、関係市町村との協議を継続的に行い検討してまいります。</p>

表 交通モードの位置付け

位置付け	種別	役割	確保・維持策
広域的 幹線交通	鉄道	・ JR 桜井線 ・ 近鉄天理線	都市拠点から市外への広域交通を担う
	奈良交通バス	・ 天理シャープ線 ・ 天理市内線 ・ 直行便	近鉄・JR天理駅を発着地として、市内並びに近接市村の各拠点を連絡する
		・ 奈良天理線 ・ 天理都祁線 ・ 天理桜井線	
地域内 交通	AI デマンド交通	・ 住宅地停留所 ～目的地停留所	市内の住宅地停留所と目的地停留所間を運行し、近鉄・JR天理駅や生活必需施設に接続する
	タクシー		市内各地域を運行し、軸となる幹線交通や地域拠点に接続する
	福祉タクシー		
	デマンドシャトル		
自家用有償旅客運送 (公共ライドシェア)		交通空白地における移動手段の確保	関係者と協議の上、運行を確保

表 事業の必要性

- ・ 鉄道は、天理市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。また近鉄・JR天理駅では、奈良交通バスのほか、他モードや地域内交通と連絡し、地域公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。このため、交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保する必要がある。
- ・ 奈良交通バスは、天理市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけではなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。起終点の近鉄・JR天理駅では、他モードや地域内交通と連絡し、地域公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。一方で、一部路線については、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。【補助事業】
- ・ AI デマンド交通は、住宅地と、近鉄・JR天理駅、病院や大型商業施設等の生活必需施設を連絡する路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは持続可能な運行が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。【補助事業】
- ・ タクシーは、買物、通院等の日常生活行動の移動のほか、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。このため、交通事業者と協議の上、公共交通として運行を確保する必要がある。
- ・ 福祉タクシーは、障害者等の通院や買物等といった日常生活行動の移動を担う。このため、交通事業者と協議の上、運行を確保する必要がある。
- ・ デマンドシャトルは、近鉄・JR天理駅となら芸術文化村間の移動を担う。このため、交通事業者と協議の上、公共交通として運行を確保する必要がある。
- ・ 道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）は、バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な交通空白地において、通勤通学、買い物等の日常生活行動の移動を担う。このため、地域の実情に応じ、関係者と協議の上、運行を確保する必要がある。

表 補助系統に係る事業及び実施主体

種別	路線名	起点	終点	運行態様	実施主体	補助事業の活用
奈良交通バス	天理シャープ線	天理駅	シャープ総合センター	路線定期運行	交通事業者	なし
	天理市内線	天理駅	天理大学	路線定期運行	交通事業者	なし
	直行便	天理駅	なら歴史芸術文化村	路線定期運行	交通事業者	なし
	奈良天理線	JR 奈良駅	シャープ総合センター	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
	天理都祁線	天理駅	針インター・山辺高校	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
	天理桜井線	桜井駅北口	天理駅・憩の家外来棟	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
AI デマンド交通		住宅地停留所	目的地停留所	区域運行	交通事業者 民間事業者 天理市	フィーダー補助
自家用有償旅客運送	東部線	下山田	天理駅	路線定期運行	地域運営組織	なし

3.4 計画の目標と評価指標

本計画の目標及び評価指標を、4つの基本方針毎にそれぞれ次のように設定する。

基本方針(1) 市民の暮らしを支える、鉄道駅を中心とした公共交通ネットワークの形成

【目標1-1】公共交通の利便性に対する不満度合いの軽減		
評価指標	各交通モードに対する満足度（不満回答の割合の低下）	
目標の設定	市民アンケート調査結果における、奈良交通バス、AI デマンド交通（チョイソコてんり）のそれぞれに対する満足度評価の「不満（「やや不満」と「不満」の合計）」の構成比（不明・無回答を除く）を、現況値よりも低くすること。	
計測方法	計画期間の最終年に、市が市民アンケート調査や各交通モードの利用者アンケート調査を実施して指標値をとりまとめる。	
数値目標	現況値	奈良交通バス：29.7%（市民 ENQ） コミュニティバス「いちよう号」西部線：22.3%（市民 ENQ） コミュニティバス「いちよう号」東部線：20.2%（市民 ENQ） デマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」：16.7%（市民 ENQ） 6.2%（利用者 ENQ） （※2022年市民及び各利用者アンケート調査結果より。不明・無回答を除く）
	目標値	奈良交通バス：28%以下（市民 ENQ） AI デマンド交通：20%以下（市民 ENQ）

【目標1-2】地域内公共交通の利用者数の維持		
評価指標	地域内公共交通（AI デマンド交通（チョイソコてんり））の利用者数	
目標の設定	人口減少が見込まれる中、施策の展開等により利用者数を現在の水準で維持する。	
計測方法	毎年、交通事業者からデータ提供を受け、整理する。	
数値目標	現況値	地域内交通の総利用者数：27,520人/年（2021年） （※各交通事業者及び天理市データより）
	目標値	地域内交通の総利用者数：27,500人/年

【目標1-3】地域内公共交通の収支率の改善		
評価指標	AI デマンド交通（チョイソコてんり）の収支率	
目標の設定	AI デマンド交通（チョイソコてんり）の運行に係る収支率を、運行の効率化や利用促進に繋がる施策・取組により、現状の水準維持もしくは向上を目指す。 ・AI デマンド交通（チョイソコてんり）：現状の水準維持	
計測方法	毎年、市が集計、整理する。	
数値目標	現況値	コミュニティバス「いちよう号」西部線：6.5%（2021年） コミュニティバス「いちよう号」東部線：7.0%（2021年） デマンド型乗合タクシー：6.8%（2021年・全エリア計） （※天理市データより）
	目標値	AI デマンド交通（チョイソコてんり）：7%（水準維持）

【目標1-4】公共交通に対する市の負担額の抑制		
評価指標	奈良交通バス及び地域内公共交通に対する市の負担額	
目標の設定	奈良交通バス及び地域内公共交通の運行に対して毎年市が支出している負担額の総額を、サービス水準を維持しつつ効率化や利用促進に繋がる施策・取組を行うことにより、現状の水準に維持する。	
計測方法	毎年、市が集計、整理する。	
数値目標	現況値	地域内公共交通（奈良交通バス、コミュニティバス「いちよう号」、デマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」）に係る総負担額：6,285万円（2022年）
	目標値	地域内公共交通（奈良交通バス、AI デマンド交通（チョイソコてんり））に係る総負担額：6,300万円

基本方針(2) 交通不便地域や高齢者等の移動手段の確保

【目標2-1】地域内公共交通の利用者数の維持		
評価指標	AI デマンド交通（チョイソコてんり）東部地区の利用者数	
目標の設定	公共交通施策の展開により、AI デマンド交通（チョイソコてんり）の利用者数を維持する。または利用者の減少率が人口の減少率を下回らないようにする。	
計測方法	毎年、交通事業者からデータ提供を受け、整理する。	
数値目標	現況値	コミュニティバス「いちよう号」東部線：9,487人/年（2021年） デマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」東エリア+高原エリア：952人/年（2021年）
	目標値	AI デマンド交通（福住エリア）：1,000人/年

【目標2-2】高齢者の運転免許証返納の促進		
評価指標	運転免許証返納者数	
目標の設定	公共交通の利便性の向上を図るとともに、免許返納者に対する本市独自のインセンティブ施策を展開することにより、安心して運転免許を返納する高齢者の増加を図る。	
計測方法	毎年、市が集計。または警察よりデータ提供を受け整理する。	
数値目標	現況値	969人/5年（※2019～2023年）
	目標値	1,500人/5年（※計画期間内における合計人数）

基本方針(3) 観光客にとって利用しやすい公共交通の充実

【目標3-1】来訪者の公共交通利用の促進		
評価指標	主要観光地における公共交通を利用した来訪者の割合	
目標の設定	観光目的の来訪者にも利用しやすい公共交通の整備や来訪者へのPR等により、公共交通を利用して本市の観光地へ来訪及び周遊する人を増やす。	
計測方法	計画最終年に、石上神宮及び天理市トレイルセンターにおいて来訪者ヒアリング調査を実施し、公共交通による来訪者及びマイカーによる来訪者の割合を集計・整理する。	
数値目標	現況値	[公共交通来訪者] 石上神宮：37.6% トレイルセンター：44.6% なら芸術文化村：13.1% (観光客アンケートより、各観光地の最寄り駅またはバス停から徒歩で来た人、山の辺の道を徒歩で来た人、タクシーで来た人の割合) [マイカー来訪者] 石上神宮：51.9% トレイルセンター：51.8% なら芸術文化村：65.5% (同じく、マイカーで来た人の割合)
	目標値	[公共交通来訪者] 石上神宮：40% トレイルセンター：50% なら芸術文化村：15% [マイカー来訪者] 石上神宮：45% トレイルセンター：45% なら芸術文化村：60%

基本方針(4) 幅広い連携による移動手段の維持・確保と利用促進施策の展開

【目標4-1】地域内公共交通の利用者数の維持		
評価指標	地域内公共交通 (AI デマンド交通 (チョイソコてんり)) の利用者数 (※目標1-2の再掲)	
目標の設定	人口減少が見込まれる中、施策の展開等により利用者数を現在の水準で維持する。	
計測方法	毎年、交通事業者からデータ提供を受け、整理する。	
数値目標	現況値	地域内交通の総利用者数：27,520人/年 (2021年) (※各交通事業者及び天理市データより)
	目標値	地域内交通の総利用者数：27,500人/年

【目標4-2】関係主体による積極的な利用促進活動の推進		
評価指標	市民を対象とした利用促進活動の実施回数	
目標の設定	小学生、高齢者など様々な属性の市民を対象として、公共交通の利用促進を目的とした活動を、定期的・継続的に実施する。	
計測方法	毎年、市が実績データを収集・整理する。	
数値目標	現況値	公共交通をPRする機会の開催回数 (バスの乗り方教室など)：未開催 市広報紙等への公共交通関連情報の提供回数 (免許返納の呼びかけ等) ：1回/年 (2018~2023年度)
	目標値	公共交通をPRする機会の開催回数：1回以上/年 市広報紙等への公共交通関連情報の提供回数：4回以上/年